（外国人留学生用）

外国人留学生対象インターンシップ並びに就業体験プログラム

（令和8年度春期）参加者募集のお知らせ

東京外国人雇用サービスセンターでは、外国人留学生が日本国内での就職環境の理解を深めるため、在学中の留学生（大学・短期大学・大学院の卒業年次を除く学年）を対象としたインターンシップ並びに就業体験プログラム（以下「インターンシップ等」という。）事業を実施しております。

外国人留学生を採用してグローバルな事業展開を進めようという企業が多数参加します。企業での働く現場を実際に体験して、ぜひこれからの就職活動に活かしてください。

●東京外国人雇用サービスセンターのインターンシップ等を活用するメリット●

・日本企業で働くことが、具体的にイメージできるようになります。
・日本企業で働く不安が解消されます。
・ビジネス日本語のスキルがアップし、ビジネスマナーが身につきます。
・企業へ提出するエントリーシートや面接で、インターンシップ等経験をアピールできます。
・自分の興味のある業界、仕事内容について理解が深まります。

＜＜外国人留学生インターンシップ等の内容＞＞

【対象学生】　日本国内の大学、短期大学、大学院に在籍している外国人留学生（卒業年次を除く）で、本インターンシップ等に参加を希望する方。
ただし、インターンシップ等実施企業が求める日本語レベルや学年によっては参加対象にならない場合がありますので、募集要項の応募条件をご確認ください。

【実施プログラム・申込み方法】

① 「令和８年度春期インターンシップ並びに就業体験プログラムに係るコース別日程表」【別紙】より日程をご確認ください。

② 当センターホームページに掲載されるエントリー企業一覧から実習を希望する企業を１～２社選択し、**「留学生インターンシップ並びに就業体験プログラムエントリーシート（外国人留学生用）」【様式２】に必要事項を入力して、エクセル形式のまま学校（キャリアセンター等インターンシップ担当）に提出し（※）、併せて「在籍確認票」の作成を依頼してください（締切日厳守）。**学校が東京外国人雇用サービスセンターにＥメールで提出します。

＜注意点＞

・参加決定後のコース変更、キャンセルはできませんので、授業日・試験日等を考慮した上でコースを選択してください。

・以下のような場合は応募を受け付けない場合があります。

- フリーソフト等の互換性があるソフトウェアで編集されたエントリーシートが提出された場合
- 希望する日程が重複する申込があった場合

③ 応募企業の選考の後に当センターより結果を学校にご連絡します。

④ **実習に参加する前に当センターで1時間程度の事前講習を受講することが必要です。**事前講習会の日程は、参加決定後にご案内します。**その際、企業に提出する「誓約書」【様式３】をご記入いただきます。**

⑤ 各企業にて５日間の実習に参加します。

⑥ **実習終了後３日以内に、当センターに「留学生インターンシップ並びに就業体験プログラム「体験レポート」」【様式７】を郵送で提出します。**

【手当について】 当センターが扱うインターンシップ等は無報酬とします。アルバイトではなく、職場体験を目的としています。ただし、企業の判断により交通費や昼食代等は支給されることがあります。

【保険について】 参加留学生がインターンシップ等での事故により傷害を負った場合や、参加企業や第三者に損害を与えた場合に備えて、国が傷害保険・損害保険に加入します。